

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年7月7日（月曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
議事係長	内 田 雄 介	議事係主任	齋 藤 龍 憲
庶務調査係長	清 水 伸 悟	庶務調査係	前 坂 悟 史

午前10時05分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元の次第に基づいて、引き続き協議を進めさせていただきます。

まず、素案たたき台ということで、5月26日に持ち帰りました、正副座長で持ち帰っているという問題が、幾つか課題がございました。それを整理させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

その前に、本日も副議長にご出席をいただいておりますので、いつもありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元に各会派の意見集約用紙がありますので、ご覧いただければと思います。正副

座長で持ち帰ったのは、もう少し持ち帰る中身を整理した方がいいということで整理をさせていただきました。

それで、裏面を見ていただきたいんですが、各会派の持ち帰り事項ということで、全員協議会の開催について、協議するための会派代表者会議の開催要件について持ち帰っていただくということだったかなと思います。ただ、表があると思いますが、表の「全員協議会の開催要件」、「議長が会派代表者会議を開催し、各会派の意見を聞いて、議長の判断（議長一任）において、市長と調整し、開催の有無を決定する」という部分は、全体は一致しているのかなと。問題は、「全員協議会の開催について、協議するための会派代表者会議の開催要件」のところ、それぞれ、現状で議長判断

という会派、2番目に4分の1の議員の請求があった場合、3番目に6分の1の議員の請求があった場合、4番目に12分の1の議員の請求があった場合という、この四つの意見に分かれていたのかなと思います。

それで、正副座長で持ち帰ったわけですが、一つは、第11条の第1項なんですけど、ここの文章を実は直しました。ここではなかったっけ。ここで、第11条について、正副座長案として、第1項なんですけど、「全員協議会は、都市計画その他重要政策に関する研究及び協議を行う場合に、議長が招集し、開催するものとする」ということです。これは変わってはいないんですね。（「変えた」と呼ぶ者あり）変えたんだっけ。どこを変えた。（不規則発言あり）そうか。では、ちょっと次長、お願いしていいですか。

○飯田議会事務局次長 第11条第1項の規定が、もともとは「全員協議会は、市長が都市計画及び重要政策等に関して議会の意見を聞く場合に、議長が招集し、開催するものとする」ということになっておりまして、この「市長が」という言い方が、市長がもし求めた場合、議会が開催を拒否できないのではないかとかいうようなお話に前回なりまして、それならばということで、会議規則の方に記載のございます全員協議会の開催の目的のところを参考に、このように記載させていただいております。

こちらの例規集の59ページにございますが、「全員協議会は、議会の運営及び市政の諸問題に関する研究及び協議を行う」というふうになってございます。こちらを参考に作らせていただいておりますが、ただし、ここの会議規則にございます「議会の運営及び」というのが、現在、全員協議会は、議会運営については議会運営委員会の方に全部やっていただいております、全員協議会が議会の運営に関して開くということはないだろうということで、そちらの文言を削らせていただ

いた上で、この条文を案として作らせていただいているものでございます。

会議規則の方とそごが生じますので、会議規則の方は「議会の運営及び」のところを切ってはどうかというのが正副座長案でございます。

○森戸座長 今、説明があったとおりで、ちょっと会議規則の、皆さん、お持ちだと思んですが、第119条関係という別表を見ていただきたいんですが、ここで全員協議会の規定があって、「議会の運営及び市政の諸問題に関する研究及び協議を行う」となっているんですね。よくよく考えたら、議会の運営について、全員協議会ではやっていないんですよ。これは、多分地方自治法が変わったときに、行政実例というか、モデル条例をそのまま、もしかしたら入れ込んだのかなというのがあって、改めて「議会の運営」とやると、ちょっとこれ、会議規則の方がおかしいねという話を事務局との打合せでいたしました。むしろ、この会議規則を直す必要があるのではないかとということで話をしたというのが実情であります。

では、ちょっと全部説明してしまいたいかな。次が、自己研さん、第5章です。これは、第13条については「議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑の場を保障しなければならない」に変更をしたわけです。第2項において「意思を決定していくために」とあったんですが、「論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができるものとする」ということで、これは確か白井議員などのご意見をちょっとこの中に取り入れた形なのかなと思います。

一番下の（1）の持ち帰り事項のところを見ていただきたいんですが、一番下ですね。「※」にありますけど、議員間討議については、この間の議論の中で、現状の内容でも討議に当たるので、新たに討議の保障について規定しないことを正副座長としては提案をしたいと。そこが最低限の一致

点かなということでもあります。したがって、第3項の「討議の保障に関し、必要な事項は、別に定めるものとする」というのは削除させていただきたいということでもあります。

それと、この「討議の保障」をどこに入れ込むかということがもう一つの議論だったと思うんですが、持ち帰り事項（1）をご覧いただければと思いますが、これは第2章に入れ込むか、第5章の自己研さん・調査・研修・政策立案に入れ込むかということで、ここを持ち帰っていただくということでもあります。

それから、（2）の正副座長からの提案で、第2項の1行目の一番最後の方の「議員間討議」というのを「議員間で討議」に変更をするということでもあります。第3項の削除は、先ほど申し上げたとおりであります。

あと、一番上の「※」の方で、小金井市議会会議規則に次の規定があります。「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできない」、この点については、作業部会第1班において、検討・整理してもらうことになったということでもあります。

次に行きます。第14条であります。ここでは、小林議員の方から、附属機関に対する見解などを調べて、きちんとしてほしいという提案があって、総務省見解などをここに述べたということですね。併せまして、網かけになっていますが、その後のところで、「必要な機関」及び「政策検討会」については、第2班において課題を整理していただくということになっているということです。

それと、第5項の「議会研修会」または「議員研修会」は、正副座長で整理をするというふうになっていました。裏面を見ていただきたいと思いますが、第14条第2項第5号については、「議会研修会」とし、「議員研修会」には変更しない。第16条の（議会研修会）を全部削除すると。これ、同じものが出ているではないかという議論があり

ましたので、どちらかに統合した方がいいのではないかというご意見も頂いています。それで、第16条を削除し、第14条にまとめるという形にいたしました。

したがって、第14条の一番上の題名ですね。（調査・政策立案）となっていたんですが、ここに（調査・研修・政策立案）という三つを並べたという形であります。

なお、裏面の備考を見ていただきたいんですが、「議員研修について」というのが、ハンドブックの81ページの申合せ事項に載っています。ちょっとご覧いただければと思いますが、申合せ事項では、タイトルが「議員研修について」という形になっています。これを「議会研修会」という名前に、「11、議員研修について」というのを「11、議会研修会」に変更させていただいて、その中で、新人議員の研修と、それから、皆さんで話し合っ
て講師を決めて行う議員研修と二つあるんだよというふうにした方が分かりやすいのかなということで整理をさせていただきました。

それと、「新人議員の研修」という言葉があるんですが、新人議員って何なんだという話になりまして、2期目も新人と同じではないかという議論もあって、この申合せ事項の名称を、（1）の「新人議員の研修」というのを「初当選議員研修」というふうに変更したらどうかというのが、正副座長の案であります。

これが正副座長案であります。

次に、第15条の政務活動費であります。言葉の使い方で、第1項の「公布」というのは字が間違えていますので、「交付」という字に修正をするということと、政務活動費の支給対象については、政務活動費の交付に関する条例に規定をされているということですね。交付対象については、政務活動費は、小金井市議会における会派に対して交付するというので、正副座長としては、第1項と第2項については一致できると判断をしていま

す。

第3項は、前回の議論を受け、正副座長案として提案をさせていただいています。これは、第3項の「交付対象経費については、議会の役割及び活動状況を踏まえ、十分検討するものとする」ということですね。これは、確か白井議員からもご指摘があって、直した方がいいのではないかとということも踏まえて、直させていただいています。

「議会内で十分検討するものとする」という「議会内」というのを取ったんですね。

以上が、前回、ちょっといろいろと議論したことを整理したということと、あと、正副座長の案としてまとめさせていただいたということであります。

それでは、第11条の全員協議会のところであります。持ち帰るに当たって、検討するに当たって、聞いておいた方がいいだろうということがあれば、皆さんの方からご意見を頂ければと思いますが、どうでしょうか。ここについては、もう持ち帰るということによければ、そのままスルーして、別の議論に入ってもいいのかな。（「ちょっと、みんなの意見をね」と呼ぶ者あり）そうですね。

ちょっと休憩します。

午前10時23分休憩

午前11時02分開議

○森戸座長 再開いたします。

本日、正副座長で提案をさせていただいた案について、お持ち帰りをいただきたいと思います。お持ち帰りをいただく中身はもうよろしいですよ。網かけをしているところを、事務局が丁寧に書いていただいておりますので、ご覧いただいて、お願いしたいと思います。

提出日は7月30日の午前中までをお願いしたいと思います。議論は8月5日にさせていただきます。

それと併せて、第14条の第2項の「必要な機

関」、「政策検討会」については、第2班で課題を整理していただいております。正副座長にその結論が来ました段階で改めて検討して、皆さんにお示しし、ご提案をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

では、持ち帰り事項はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは続きまして、議会基本条例の第17条、第19条に移りたいと思います。まず、第17条から説明をさせていただきます。第17条は議会事務局の規定であります。一つは、第1項なのですが、地方自治法第138条第2項の規定により設置をしているということをきちんと明記した方がいいのではないかとことになりまして、これをここに入れさせていただきました。

併せて、「また」というふう当初の文章ではなっていたんですが、これを第2項に起こしました。「議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案・政策提言活動、調査活動等を補佐する役割を担うため、体制を充実強化するものとする」ということで起こしました。

それと、第3項であります。「議長は、地方自治法第138条第5項の規定により、議会事務局の職員を任免する」、第4項として「議長は、議会事務局の職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう求めることができる」という文言を入れさせていただきました。ここについて若干説明をさせていただきたいと思っておりますので、協議会に切り替えさせていただいてよろしいでしょうか。

午前11時05分休憩

午前11時10分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、ちょっと協議会でも実情などを説明させていただきましたが、この第3項、第4項を入れさせていただきます。議会の権限を強めていくという

ことでいかがだろうかということでもあります。

どうでしょう。一つ一つやった方がいいですね。（「そうだよね」と呼ぶ者あり）どちらにしても、今日、持ち帰っていただくこととなりますので、持ち帰るに当たって分からないことなどを含めて、議論をしていければと思います。（「一致する」と呼ぶ者あり）一致。

○五十嵐議員 もともとの素案たたき台の方でも、改革連合としては了承はしていなくて、「体制を充実強化するものとする」というところだと思うんですが、充実強化には予算が伴うということで、条例に明記するのは不適という意見を言わせていただいております。何か、条文については一致というふうにも書いてあるんですが、一応改革連合としてはそういう意見を書いておまして、「充実強化するものとする」というふうに言いきることは、私もちょっと抵抗があるかなと思っています。

それから、新しく出されてきたところの第4項に関して、事前の協議、調布市では載っているということなんですが、条文に載せることに関しては、ちょっと違和感を感じるというのが正直なところなので、とりあえずそういう意見を申し上げておきたいと思います。持ち帰りになると思いますが、同じ会派の人と相談したいと思いたすけど（「議長ね」と呼ぶ者あり）はい。一応そういうふうに意見を申し上げておきたいと思いたす。

○斎藤議員 今、協議会の中で、座長が第3項、第4項を追加する理由について解説をしていただきました。一部、個別具体的なこと以外のことは、私は、この議会基本条例策定代表者会議の中では非言っていただければ良かったなと思って、それがあれば、今、五十嵐議員が言われたちょっと違和感というのも解消できると思っていて、この第3項、第4項は当然必要なことで、予算に絡むことに関して言えば、もちろん予算の関係は市長の専権事項ですから、ですから、この第4項の

ように、あらかじめ協議することができるということは当然あって、それができなければ、議会事務局の強化というのはなかなか難しい。この条文があることによって、より良い議会事務局と議会運営というものができると考えていますので、持ち帰りにはなるんでしょうけど、私は、この第3項、第4項は大いに歓迎したいと思っております。

○片山議員 私も今、斎藤議員がおっしゃったようなと同じように思っているんですが、先ほど五十嵐議員のおっしゃった「充実強化」のところに関して、予算を伴うということだけではなく、先ほど休憩中の中で、もう少し説明があったと思うんですね。やはりこういう、調布市などについては、多分、政策法務その他の機能の充実及び体制の整備を図るというような言い方にされていると思うんですけども、小金井市議会においても、こういったいろいろな目的によって、そういった充実強化ということになると思っていますので、必ずしも予算がということではなくても、体制をきちんとしていくということを図っていきたいという意味において、これは必要な文言だと私は思っています。また、付け加えたものについても、妥当なというか、必要なものだと思っています。

○森戸座長 例えば、これまで、体制の充実強化という点で言うと、法務というか、政策能力をどう高めるかというのはずっと議会の中で議論になってきて、以前は、議会事務局の専属の運転手がいらっちゃって、議長車ってあったんですよ。これ、正規の職員の方をお願いをしていたということがあったんですが、議長の提案、当時、井上議員が議長だったんですけども、この運転手を非常勤なり委託なりに変更して、政策、法務の庶務係をもう一人増やしてほしいと。確か2人だったんですよ。それを3人にしようということで、会派の皆さんの同意を得て3人にしたという経過もあります。

だから、実際に予算が伴うものもあるし、そう

ではないものもあるし、やり方次第でやれるものもあるということだと思っんですよね。だから、全て何か予算にということではないのかなと思っています。実際に、そういうことをやってきたと。

ですから、さっきもちょっと表で言ってほしいということがあったので、ITに強い職員を配置してほしいという、当時の、これは野見山議長と言っていいのかな、確か表で言っていらしたと思うので、野見山議長のそういう提案もあって、会派でも、全体がそれでいいではないかという話になって、そういう方を配置していただいたりということがありますので、「体制を充実強化」というのは、議会サイドから見て、本当にどういう体制が必要なのかというのは常に議論していく必要があるのかなとは思っています。

そういうルールがあるということも市民は知らないというか、こっちから市長に対してそういう申入れをすることができるということを知らない方々も、市民の方が多いのではないかと思っんですよね。（「議員が知らない」と呼ぶ者あり）議員が知らない。そうでした。では、そういう意味でも、明定化しておくことは。

○小林議員 持ち帰るに当たって1点確認しておきたいんですが、追加の第3項のところ、調布市議会の条例を参考にされたということでありましたけれども、調布市の第18条第2項の後段と、新しい正副座長提案の第3項の後半が、若干ニュアンス、書き方が違います。正副座長案だと「議会事務局の職員を任免する」と。調布市の第2項の後半は「その任免権を行使するものとします」となっているわけですがけれども、この変えられている趣旨というところを確認しておきたいと思っんです。

○森戸座長 「任免権を行使する」と言うのとちょっと硬いので、余り意味がなくて、「任免するものとする」という方が分かりやすいかなということ、中身は違わないかなと思っっているんですが、

調布市の方が良ければ、それでもいいかなと思っんです。

○小林議員 今、「任免するものとする」という話だったんですけども、どちらでもいいという話でした。この案が「する」で言いきりになっていたので、逆に、これもまた強いなと思っっていたので、その確認でした。

○森戸座長 地方自治法のとおりだね。（「合寄せた」と呼ぶ者あり）そう。こちらの、「任免する」となっているんですね。「議長がこれを任免する」と。それを「任免する」にしたんですね。そうですね。（「このとおりにした」と呼ぶ者あり）このとおりにしたんだ。

あと、ありますか。

○百瀬議員 第1項と第3項なんですが、先ほど来地方自治法第138条うんぬんというのは、条例の文章として出てきているのは、ほかの、それ以前の条文はこういう書き方で、根拠になることを逐条等で解説するというのが基本的な書き方なんですが、今回、これで、こういうふうに入れたんだということの理由というか、この辺が何かほかの、今までの文章とはちょっと違和感というか、違うので、何か強化、表現するという意図があたりだったと思っんですが、ちょっとこの辺の説明をしていただきたいと思っんです。

○森戸座長 必要があれば、ほかも入れなければいけないかなと思っんですが、事務局が地方自治法に基づく設置であるよということはきちんと規定しておく。しかも、市長部局とは切り分けられるものであるということの規定しておく意味で、その法律の根拠を明らかにしておいた方が分かりやすいのかなということですね。

もしほかも必要であれば、そういう書き方をするというのはあるかなと思っんですが、ちょっと、確かに違和感を感じられるかもしれないんですけど、宮下副座長、もし補足があれば。

○宮下副座長 ちょっと議会事務局の部分は、今

までの感覚だと、局長人事も全部、要するに、市長サイドからの采配で、実質的になってしまっている部分があって、やはりその辺からは本来、独立していますよという部分をうたった方がいいのではないかというふうな話もあったものですから、ちょっと正副座長の中でね。その中では、根拠もうたわないというのも変だし、やはりここはきちんと根拠をうたった上で、はっきり言った方がいいのではないかという提案なんです。

○森戸座長 議会と市長部局との対等、平等で、権限をどう強化するかと。そのことをどう明定化するかということの意思表示を議会としてした方がいいのではないかということですよね。こういう規定があるのに、どうなっているの、全然それが見えてこないというのはやはり良くないのではないかということでもありますので、そこをご理解いただければと思います。

あと、よろしいですか。

○湯沢議員 新しい第4項についてなんですが、地方自治法第138条の第5項でも、新しい第3項でもそうなんですけど、議会事務局の職員は議長が任免するわけです。議長が任免するというのが前提で、ただ、事実上、議長が独自に任免するのが難しいから、実際には、首長が採用している職員の中から発令する。事実上そうなっているというような扱いだと私は認識をしています。であれば、実際は、議会が直接任用することもできるというか、それが前提だという中で、「市長にあらかじめ協議するよう求めることができる」という第4項が出てくるのはちょっと唐突な気がしていて、これから持ち帰って協議もしなくてはいけないので、改めて考えようとは思いますが、第3項の議長が任免するんだということと、第4項の市長に協議を求めることができるというのがちょっと矛盾しているような、そこが、職員に関わる人事を市長が決めるというのが前提になっている第4項は、第3項との関係でどうなのかなと

いう、ちょっと違和感。五十嵐議員が言う違和感と同じかどうかは分からないんですけど、ちょっと違和感は感じます。

○森戸座長 そうだね。本当は議長が採用試験を行って、議会事務局の職員を採用するというのが本当なんですよね。ただ、それが現状ではそうになっていないところがあって、ここの文章は非常に矛盾はあるんですよ。おっしゃることは分かります。任免権があるのに、あらかじめ協議するってどういうことなのと。

○斎藤議員 逆に言えば、任免するに当たって、市長の意見を聞くことができると逆にした方がいいのではない。

○森戸座長 そうね。そういうこともあるかもね。こちらが任免するに当たって。

ちょっと休憩します。

午前11時25分休憩

午前11時49分開議

○森戸座長 再開いたします。

今、第4項をめぐるっては、いろいろご意見を頂きました。この文言がいいということにはならないと思いますし、矛盾のないように提案をしていただける会派がありましたら、是非ご提案もお願いしたいと思いますので、この点については、第1項から第4項までお持ち帰りいただくということでもよろしいでしょうか。

では、続きまして、第18条です。第18条は、すいません、議会図書室です。これは変えておりませんので、ここに書いていないんですね。ちょっと第18条をご覧いただければと思います。ここは「議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を」うんぬんとあるんですが、図書館管理規定が例規集の229ページにあります。図書室ですね。小金井市議会図書室管理規定ですね。この管理規定に基づき、適正に管理するというところで、図書室管理規定という文言を、ここに

ちょっと入れるということですかね。

○飯田議会事務局次長 こちらの条例の方が上になりますので、管理規定に基づきということはある必要ではないかかもしれないと思っております。

○森戸座長 分かりました。

○飯田議会事務局次長 ただ、ちょっと1点よろしいでしょうか。こちらの管理規定の方の条文の第2条の「図書室には」のところなんですけれども、2行目で「調査研究に資するとともに」ということで調査研究という形になっております。ですので、条例に合わせるとすると、こちらの管理規定の方を「調査研究及び政策立案に資するため」という形で合わせた方がよろしいのかなと思っております。管理規定の方を条例の方に。

○森戸座長 そうだ。そういう意味だったんだ。ごめん、私、メモを書いている。すいませんね。229ページの管理規定を直すということですね。第2条、「議員の調査研究及び政策立案に資するとともに」と直すということで、これは1班にお任せしたいと思うんですが、よろしいですか。もしここが一致すれば。

それから、第2項の「議会は、議会図書室の活用にあたっては、市が設置する行政資料室等との連携を図るものとする」ということになっています。これは、新庁舎建設の基本構想を策定する中で、議会の在り方、議場の在り方についての議論がありました。その中で、行政資料室と議会図書室の連携を図れるようにしてほしいという要望を全会一致で提案をさせていただいてまして、この文言が入っているということになります。分かりづらい。

それぞれ、ここで何かご意見があれば。

○片山議員 今の行政資料室についての質問なんですが、行政資料室という位置付けのものというのは、現状ではないですよ。ということではないでしょうか。今は情報公開コーナーとか、図書館とかそういうところの資料との連携はあるかも

しれないんですけど、今の段階ではないということでの確認でよろしいでしょうか。

○飯田議会事務局次長 今、連携というはっきりしたものではないんですけども、図書室に置ききれなかったものをそちらに置かせていただいたりというような程度の連携はしているんですが、あえて、こちらで言っている連携と言えるものかどうかは分かりませんが、その程度の連携という形になっています。

○森戸座長 行政資料室という場所はあるかどうかという。

○飯田議会事務局次長 行政資料室はございます。

○森戸座長 この2階ですよ。

○飯田議会事務局次長 はい。

○森戸座長 2階なんですけど、余り資料はないですよ。（「廊下の方ですか」と呼ぶ者あり）廊下ではなくて、広報係の前。向かい。こっち側、議会応接室の真下です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）ただ、余り資料はないですよ。情報公開コーナーの方がありますよ。あれは将来的には、行政資料室として一体化するんですかね。

（不規則発言あり）そうですね。「行政資料室」という言葉がいいかどうかですね。ちょっとこれは正副座長で検討させていただいていいですか。

○五十嵐議員 「行政資料室等」というふうにありますけど、これは情報公開コーナーも入っているのでしょうか。それとも、「等」の中に、ほかに何かあるのでしょうか。

○森戸座長 これは情報公開コーナーが入っています。（「ほかに」と呼ぶ者あり）ほかに、あとは図書館ですね。（「図書館も入れるわけですね」と呼ぶ者あり）はい。

本来は、例えば、今、いろいろなことで議題になっている重要課題なんかで、図書館から団体貸出しで本を借りるということだってやれるわけですよ。でも、なかなかそうはできていない状況があつて、もっとそういうことでも活用できるよ

うにしていくことが必要なのではないかと
ことであります。

それで、すいません、私、もう一つ説明し忘れていて、素案たたき台の各会派の意見集約用紙の委員長コメントがあります。ここで、議会図書室の市民利用について明記すべきという意見がありました。これは、地方自治法第100条第15項において「前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる」というふうになっているので、二重となるため明記しないということにしましたが、逐条解説で明らかにしておいた方がいいのではないかとということになっておりまして、ちょっと市民利用も頭に入れておいていただければと思います。

本当は管理規定でも、そのことをうたった方がいいんですかね。うたっていなかったっけ。（不規則発言あり）書いてあったっけ。そうか。「市職員及び一般に利用させることができる」ね。

ただ、今の図書室は、かなり整理されたんですけど、本当に努力していただきまして、市の資料などは、ああいう分類にはなっていなかったの、よく整理していただいているなと思うんですが、ちょっと閉架図書みたいになってしまって、市民の皆さんに利用するところまではいけていないかなと思います。新しい庁舎ができれば、ある程度市民も利用できるものにする必要はあるかなと思います。

ここら辺は逐条解説で述べるというのはよろしいですかね。管理規定でもうたっていますから、いいですよ。

それでは、ちょうど12時になりましたので、この第18条はどうでしょう。持ち帰る必要はありますか。一致しているからいいでしょう。（不規則発言あり）「行政資料室」のところだけね。あとはいいですよ、文言。

○板倉議員 座長の整理ですと、「等」というところは情報公開コーナーと図書館も含むというご

説明がありましたね。小金井市議会図書室管理規定では、連携する、さっきの図書館も含むとなると、「図書の貸出しは、1人1回3冊以内とし、その期間は7日以内とする」となっていますよね。例えば議員側から、この資料をそろえてほしいといったときには、図書館も含むとなると、どういうふうな手続になっていくんでしょうか。

○森戸座長 それはいろいろ方法はあるということで、団体貸出しと先ほど説明したんですが、団体貸出しが多いのではないかと。議会図書室として借りるわけですから。個人で必要なものは、もう個人で図書室で借りてもらわなければならないと思うんですよね。ということかなと思っているんですが。

団体貸出しは、図書館の方で一定の規定があって、1か月なり2か月なり、貸し出してもらうことができるわけですよ。だから、貸し出した本を私たち議員がどうするかというのは、また新たな規定を作るということはあると思うんですけども、現状では、できて団体貸出しだと思うんですよね。ほかは、個人で借りる分は、個人で借りてもらわなければならない。よろしいですか。

それでは、正副座長で「行政資料室」という文言でいいかどうか検討させていただいて、この点ではもう一致していますので、よろしいですか。

1班で検討することは、ちょっと管理規定との関係であるんですかね。（不規則発言あり）そうですね。では、1班の方でよろしく願いいたします。

では、昼食のため、しばらく休憩します。

午後0時02分休憩

午後1時05分開議

○森戸座長 お疲れさまです。再開いたします。

それでは、午前中に引き続き、協議を進めていきます。

次に、第19条であります。第19条は議員の定数・報酬ということなんですが、若干これは訂正

をいたしました。第19条については、第2項のところなんです、「議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮し、市民意見を把握し定めるものとする」というのが当初の文言でありました。これを、ここにあるように、「議員定数の改正に当たっては、市政の現状及び課題を十分に考慮し、市民の意見を聴取したうえで定めるものとする」と変更をいたしました。「市民意見を把握し定めるものとする」ということになると、どうしても市民意見を聞かなければいけないということになってくると、なかなか難しい場合もあるのではないかと考えて、そういう議論もあったんですが、基本的には、「聴取したうえで定めるものとする」ということでどうだろうかというのが、正副座長の案であります。

この聴取の仕方は、アンケートという形もありますし、前回行った陳情に対する公聴会という形で意見を聴取することもありましたし、意見を聞く方法というのはいろいろあるということで、一致したところで行っていくということになります。こういう規定に変えさせていただいたということになります。

第19条の議員定数はよろしいでしょうか。何かありますでしょうか。

○片山議員 「将来予測等」を省いた理由は何でしたっけ。今、説明があったんですか。

○森戸座長 「将来予測等」というのは何を意味するのかということがなかなか分かりづらいということがありましたので、「市政の現状及び課題を十分に考慮し」ということで十分に分かるのではないかと。将来予測というのは、人口の将来予測もあるし、有権者の将来予測、財政の将来予測、何を指すのかということがはっきりしなくなってくるのではないかなという議論だったかなと思います。

○五十嵐議員 そもそも論なんですけれども、議

員定数というのは、もともと地方自治法で人口割によって一定決められていますよね。その枠の中で、各自治体がいろいろ調整しているというか、裁量でやっている現状がありますよね。近年はなんとなく削減の方向が、世論としてはあるかなと思っているんですけど、そういうのがありますよね。そのそもそもの基本的な人口をベースにした一つの、地方自治法にうたってある法的な部分というのに一切触れないでいいのかなというのがちょっとあって、ここの条例だけだと、どうにでもなるというふうに思われても違うかなというもあって、そここのところに触れなくていいのだろうかという疑問がちょっとあるんですけども、もしその辺、見解があるようでしたらお聞かせいただければと。

○飯田議会事務局次長 今、お話にありました人口割別の定数でございますが、平成23年の地方自治法の改正によりまして、人口段階別の法的な制限というのがなくなりまして、現在ですと、地方自治法第91条で「市町村議会の議員の定数は、条例で定める」という形で、各市の条例で定めればよろしいということになっております。

○森戸座長 そうなんです。最近、変わったんですよ。（「なくなってしまったんだ」と呼ぶ者あり）なくなってしまったんですよ。

○板倉議員 人口とか財政の問題とかいろいろな規定がありますけれども、議員定数というのは、やはり市民が直接影響を受けるものだと思うんですよね。議会サイドの問題ではなくて。有権者である方たちの被選挙権を保障するものになりますから、それに対する何か基準というか要件みたいなものは、条例では定めるべきではないと思うんです。あくまで市民の権利にも関わる部分ですから。だから、この規定でいいのではないかと私は考えます。

○森戸座長 いかがでしょうか。いいですかね。これは、もともとのたたき台のところも全会一

致になっていますので。では、第19条は一致をしたということをご確認いただいでよろしいでしょうか。

それでは、第20条の議員報酬のところであります。この第20条は、大もとのところが、第1項と第2項に分けられています。一つは、第1項は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、条例で定めるものとするということなんです。第2項が、議員報酬の改定に当たっては、市政の現状及び課題、ここに「将来予測等」というのがあったんですが、定数と同じで「将来予測等」というのを省きました。「市政の現状及び課題を考慮するとともに、市民の意見を聴取するものとする」と。

初めに、皆さんに先日、金曜日にお送りしたのは、ここの「市民の意見を聴取するものとする」というところが若干変わっていたかなと思うんです。 「聴取して決定する」ということだったんですが、基本的に、議員報酬というのは、各党派の中で話し合いを行って合意した内容で、特別職報酬等審議会の意見を聞いて決定をするという流れがありますので、市民の意見を聴取し、議会の中でどう判断するかというのを確認すると。それで、第3項で、「条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬の額について小金井市特別職報酬等審議会の意見を聴くものとする」ということで分けさせていただきました。

最初の文章は、「小金井市特別職報酬等審議会の意見」、一番最後に「市民の意見を把握して決定する」となっていたんですが、特別職報酬等審議会の委員に公募市民が入っているんですね。そうすると、市民、市民で重複をするということがあると。では、特別職報酬等審議会だけの意見でいいのかというと、やはり私たち党派が判断する上で、一般の市民の皆さんの意見を聴取する機会を設けて、その上でどうしたらいいかという判断をするということになっていくのではないかと

うことで、報酬の改定に当たっての2段階方式というんですかね、そういう方式を採って決定をしていくということにしてはどうかということが、正副座長の案であります。

今日午後、皆さんの机の上に、議員報酬とは何かということについての資料をお配りしておりますので、ちょっとまず、そこを、かなりいろいろと変わったりしているところもありますので、議会事務局の方から説明をしていただきます。

○加藤議会事務局長 それでは、お手元にご配付をさせていただきました資料なんですけれども、まず、現在、議員のいわゆる議員報酬というのは地方自治法の第203条で定められているんですけれども、ここで議員報酬とされた経過をちょっと簡単にご説明しますと、以前、この第203条というのは議員報酬という形ではなくて、いわゆる議員の報酬、費用弁償のほか、委員会委員等の非常勤職員、また、それについても併せて、実は全部規定をしておりましたけれども、両者の職務執行の対応が非常に異なっているということから、同列視する定め方について、いわゆる3議長会、都道府県と市と町村の議長会の方から改正についての要望があって、そういうようなことを受けて、平成20年に、現在の第203条では、議員報酬に関すること、第203条の2では、それ以外の執行機関の非常勤職員についてということで、二つに分けて規定をされた。まず、そういう経過があって、今の第203条の議員の報酬の規定があるという経過になっています。

では、一般に、報酬といった場合に、どういうことかということ、今日お配りしたコンメンタールの方の四角の2番で「議員報酬」と書いてある、ページで言うと241ページのところですけれども、そこを見ていただくと、これは非常に分かりやすくまとめてあるんですが、「一般に報酬とは「一定の役務の対価として与えられる反対給付」というものを一般的に報酬と言っていると。議員報

酬についても、そのように解されていると。

一方、常勤職員に対する給与というのは「職務の円滑な遂行を支えるための生活保障の給付たる生活給」ということで、ここの部分は、言い方としてははっきりと区別がされていると。

なお書きのところにありますが、報酬というものには「職務を行うため要する費用」、つまり、費用弁償の部分、及び議員の期末手当の部分が含まれていないことから、地方自治法の第203条においても、第2項と第3項のところ、これらを定めた規定となっているという形の規定ぶりになっております。

ということで、基本的な議員報酬という名前になった経過と、報酬と、一般的ないわゆる給与との差ということで、基本的なところだけのご説明ですが、以上になります。

○森戸座長 ということであります。他の行政委員会などの支給方法などについて、行政委員会とは区別したということですよ。ですから、この例規集にもあるように、「小金井市議会の議員の議員報酬及び」うんぬんということになっているということですね。

あと、ちょっともう一つの、今、言われたのは（「結局、同じこと」と呼ぶ者あり）同じですね。（「結局、一緒だから、議員報酬と別々にちゃんと規定するようになったということです」と呼ぶ者あり）地方自治法の第203条では、第1項か、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。普通地方公共団体は、期末手当を支給することができる。費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないというのが、地方自治法の規定だということですね。

○板倉議員 この議員報酬の第20条の読み方を解釈する上での確認なんですけれども、第2項で、

改定に当たっては、まず市民の意見を聴取すると。聴取する方法については、一致するところで行いたいというのが先ほど、座長から言われておりました。

第2項が先にあって、第3項のときには、「提出しようとするときは」ということですから、第2項で市民の意見を聴取した上で、素案をまとめ、それを小金井市特別職報酬等審議会に諮るという流れということで理解してよろしいでしょうか。

○森戸座長 そのとおりです。（「この順番どおりだね」と呼ぶ者あり）小金井市特別職報酬等審議会も公募市民はいらっしゃるんですが、条例を確定させる前には、各会派が市民から意見を聞くということもありますし、議会としてアンケートもあるし、やり方はいろいろあるかなと思うんですが、その一致したところで行うということです。

○片山議員 そうすると、聴取の方法については、先ほどの第19条では、アンケートや公聴会という形であったと思うんですが、何か逐条なりで解説するときには、この件について、ちょっとその辺のニュアンスは変わってくるのでしょうか。

○森戸座長 議員報酬の額の改定の場合は、条例提出前なので、多分公聴会は開けないと思うんですよ。議案とか陳情が出ていればできるんですけど、そうではないですよ。（不規則発言あり）議員案が出てくる可能性はありますよね。議員案を出すのは、会派が一致しなくても出せるわけだから、そのときは公聴会を開くことができると。交渉して決裂する場合だってあるわけですからね。

○片山議員 先ほど座長がおっしゃった聴取の手段として、各会派が何か市民の意見を聞く機会とか、アンケートとかという形だったものですから、ちょっとそこら辺、どういったものを想定していくかというのを、皆さんのご意見を聞いて確認しておきたいなと思います。

○森戸座長 今、片山議員からは、市民の意見を聴取するという事でお互いが合意できるとした

ら、どういうものを考えていらっしゃるか、各会派のご意見を伺いたいということなのですが、何かお考えとかはありますでしょうか。

○片山議員 特に今すぐにといいはなくて、聴取するということ、一致するということであれば、それは、こういったことを盛り込んだらいいかということ、作業部会などで話せばいいかなと思ってるんですけど、市民意見の聴取ということで、先ほどの議員定数のところと同様な形で考えていっていいのかなどという確認だけ、ここでしたいということなんです。

○五十嵐議員 特に意見はなさそうなんですけれども、この部分は初めてですよ。それで、一応持ち帰りというのができるかどうかというのをちょっと確認したいんです。

○森戸座長 いいですよ。

○五十嵐議員 何がどうだからということではなくて、議員一人ひとりに関わることもあるし、一応慎重にといいは、持ち帰りをお願いしたいなというのが一つなんです。

それから、市民の意見を聴取するものということについてなんですけど、今までは、多分報酬に関してはないと思うんですけど、例えば議員定数の改正に関しては、提案されたということはあると思うんですよ。何人かの会派で提案されてと。何人かの会派で提案される時も、提案するに当たって、市民の意見を聴取しなければならないというふうにこれを読むのかなのかというのをちょっとお聞きしたかったです。

議員報酬の方に関しても、今までは余りなかったと思うんですけど、もしこれから、例えば改正したいというような会派が出てきたときに、市民の意見をあらかじめ聴取した上で提案することになるのかなのかということ、ちょっとどうお考えなのかお聞きしたいです。

○飯田議会事務局次長 今のお話でございますが、実は第6条の第3項で、議会は、議員または委員

が条例等の政策提案をするに当たって、市民との懇談などの手段により意見を聞く機会を設けるよう努めるものとするということで、必ずということではないですが、こちらで、努力規定ではございますけれども、全会一致でないものであったとしても、意見を聞く機会を設けるよう努めるというような条文になってございます。

○森戸座長 今、議会事務局次長からも説明があって、条例を提案する際に、関係者等と懇談し、意見を聞く機会を設けることができるだけ。

○五十嵐議員 説明をありがとうございます。

それで、第6条の方は、いろいろな、様々な政策提言も含めた条例提案をするときには、そのように努めるものとするということですよ。第19条とか第20条に関しては、「聴取するものとする」とか「聴取したうえで」とかという言い方にもなるし、第19条の2は「定める」の前にありますから、定めるに当たってはというふうにも読み取れるのであれなんですけど、第20条の2に関しては、「改定に当たっては」という言い方になると、改定を提案するときにも、これは該当するのかなとちょっと読んでいて思ったものですから、どんなものでしょうか。どっちかという、努力義務ではなくて義務規定みたいに書かれているところなので、そこをちょっとどう整理したらいいかなと思って質問させていただきました。

○森戸座長 議員定数の削減もそうなんですけど、議員定数の削減は、一つは、市民の政治への参加をどうするかという非常に重要な権利に関わる問題なので、意見を聴取した上で決めていくという前提はかなり、いろいろな議案と同じ扱いではないということだと思ってるんです。そういう意味で、聴取した上で定めるという、ちょっと義務規定に、ちょっとという義務規定になっています。

それから、議員報酬も、下げる場合は、異論、そんな市民のご意見はないと思うんですけど、上げる場合とかになると、かなりいろいろな意見が出

てくるということはあるので、やはりこれも、ほかの議案とは違う重みがあるのではないかということで、市民の意見を聴取するというふうにした方が、より市民的に理解を深めていただくことができるのではないかということで、こういう文言にしました。

○五十嵐議員 それは分かるんです。聞きたかったのは、要するに、提案するときも、そういうふうにしなくてはいけないというふうにここで縛られるものですかという質問なんです。

○森戸座長 それはどっちですか。議員定数。

○五十嵐議員 今は第20条の2の方ですね。改定というのは、下げるときもあるでしょうし、上げるときもあるでしょうし、条例文をそのまま読めば、下げるにしても上げるにしてもというふうに、両方にかかるものだと思いますので、どちらにしても市民の意見を聴取するということになるんだと思うんですけど、要するに、提案されて、その議論をしている過程の中で市民の意見を聞けばいいということなのか、つまり、結論を出す前に聞けばいいということなのか、議員提案をしようとするときに、自分たちで、例えばもう市民の意見を聞いたということを条件として付けて提案をしなければいけないものなのかという、そこだけをちょっと、この条文をどういうふうに取り扱ったらいいかということを開きたかただけです。

○森戸座長 この第3項は、提出するときには小金井市特別職報酬等審議会の意見を聞いているわけだから、提出したときに、また意見を聞くということは余り想定していないんですよ。ただ、議論の中で、いや、そうはいつでも聞いた方がいいのではないの、こんなに大幅に、例えば上げるときだとか、下げるときか分からないけど、聞いた方がいいのではないのという意向が全会で一致すれば、それは提案しようとしているときに聞くということもあると思うんですが、2段階を経ているわけだから、提案する前に意見を聞き、条例を

提案、提出しようとするときも、あらかじめ聞いているわけだから、市民的な声は聞いているということになるので、そう何度も聞くということになるのかなというのはちょっと、その時々によってではないかと思うんですけどね。

あれでしょう、五十嵐議員がおっしゃるのは、条例が、小金井市特別職報酬等審議会から答申が出たと。それに基づいて、議員が報酬の何らかの改定の提案をしたと。そのときにも聞く必要があるのかどうかということではないの。

○五十嵐議員 すいません、そういう意味で聞いているのではなくて、もっと単純に、議員が何人か集まって提案権を活用して、何人かで提案しようと考えた場合です。考えた場合、この条文がそのまま引っ掛かりますかということを知っているだけなんです。つまり、提案しようとしたら、これからは、提案する前に、市民への意見というものを事前に聴取することが条件になってしまうのでしょうかと聞いているんです。質問の意味、分かりますか。この条文を見ると、そんなふうにも取れるんですけど、そういうことになるのでしょうかという質問です。

○森戸座長 分かりました。すいません。それは、前の条文にもあるように、基本的には、そういうことに努めるということですから、聞いた手段はいろいろな中でなので、全てがそうしなければならないのかね。

聞いたと。聞いたんですよ。例えば、五十嵐議員が市民のところに行ったら、やはり議員は報酬が高いよ、下げた方がいいよという意見があったと。それを聞いて、私たちは提案するんですというの、聞いたうちに入るわけですよ。だから、聞かなかったから出せないとかいうことにはならないだろうと。何か、いろいろなアンケートとかいろいろな手段で聞いていないから、出したらだめだよということにはならないと私は思うんです

が、皆さん、いかがですか。「市民の意見を聴取するものとする」というときに、議員提案で出した場合ですよ。

第3項は、多分全会派一致で、こうやりたいと言ったときにだと思えますよね。ではなかったわけ。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうだよ。 「議員報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ」というふうになると、議員同士で条例を提案したときに、小金井市特別職報酬等審議会にかけなければいけないかという、それはそうならないからね。ならないよね。全会派が一致してなくて……。

○飯田議会事務局次長 一応、こちらの例規集の99ページを見ていただきたいと思うんですけども、第2条ですかね。こちらの方を見ますと、必ず、そういう条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ小金井市特別職報酬等審議会の意見を聞くものとするという形になっておりまして、それが全会一致であろうとなかろうと、条例を提案しようというときには、この小金井市特別職報酬等審議会の意見を聞くという形になっております。

それで、小金井市特別職報酬等審議会に対するかけ方なんですけれども、今のところ、全会一致でこういうふうに変えようということでご協議いただいていることが多いかと思うんですけども、今までの例ですと、議長名で市長に対して、小金井市特別職報酬等審議会にかけてくださいというご依頼文を事務連絡で差し上げて、そのときに、条例の改正案文も付けて、小金井市特別職報酬等審議会に市長からかけていただいているという状況でございます。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午後1時38分休憩

午後2時38分開議

○森戸座長 再開いたします。

先ほどの第20条については、一定議論をいただきまして、正副座長で改めて提案をすることにさせていただきます。主語を明確にするということと、それから、小金井市特別職報酬等審議会は、あくまでも市長が諮問し、答申をするものでありますので、第3項の「意見を聴くものとする」というのは、「意見を聴くよう市長に求めるものとする」という趣旨に変えさせていただきたいと思えます。

また、改めて4番目として「小金井市特別職報酬等審議会の答申を尊重するよう努めるものとする」ということの趣旨を加えさせていただいて、正副座長で改めて意見集約用紙を皆さんのところにご配付させていただきますので、よろしく願いをいたします。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、第21条です。第21条は、まだ事務局と正副座長では十分な精査はできておりませんが、この時間帯ですので、先に進めさせていただき、変更があるところは、改めて事務局の法文との関係などで、精査すべきところは精査をしていきたいと思えます。

第21条は他の条例との関係ということで、「この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範である」、第2項は「議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない」という条文になっております。この条文については、たたき台の案で一致をしていますが、公明党からは、たたき台の意見のところ、 「議会における最高規範」という文言がほかの部分にも出てくるなら不自然に見える。あるべきところに1か所きちんと明記すべきであるというご意見を頂いておりますので、ご紹介をさせていただきます。

○宮下副座長 これ、「最高規範」というところの公明党のコメントなんですけれども、一応条例

の全体像が見えてこない、だから、本当は、ここら辺のところははっきりとは分からないんですけども、今のところ、条文の中では多分1か所かな。ここだけ。（「そうですね」と呼ぶ者あり）あとは、前文のところに入っていたのかなと思うんですけど、その辺は、ですから、全体像を見て、ちょっとどういうふうにすべきかというのは考慮というか、みんなと議論しながら決めていけばいいのかなと思いますけれども、一応ちょっと問題提起として、これは入れさせていただいております。

○森戸座長 ありがとうございます。

前文のところの「最高規範」というのは取るというふうになったんですね。（「そうだけ」と呼ぶ者あり）自民党から、確かこれ、意見があって、最後から2行目の「ここに議会の最高規範として」という「最高」は削除をするというふうに私のメモはなっています。（「前文のところ」と呼ぶ者あり）そうですね。

第21条はいかがですか。結構これは、各議会ともこういう位置付けになっているんですね。

○片山議員 今、前文についておっしゃったことは、保留になっていたわけではなくて、前文全体を保留というような捉え方だったんですけども、何か決定ということでしょうか。

○森戸座長 全体は決定ではないけれども、取るという方向は確認をされていると。違いますか。

○片山議員 事務局から送られてきたものにはまだ載っているということがあったものですから、特にそこは決定ということではなかったのかななんて思いながら、保留事項となっているのかななんていうふうに思っていたところです。

ただ、それはそれとして、前文がどうなるかというのはまた別としても、第21条については、私はこのままでいいかなというふうに意見としては申し上げておきます。

○斎藤議員 各条もそうなんです、第7章で本

条例の位置づけという中で、第21条は他の条例等との関係、条例の検証等とあるんですけども、この章を立てるのであれば、こういった条文がなければ、その章自体が余り意味を持たないのかなと思えるので、例えば「最高規範」ということがここに載ってこないのであれば、この章自体をなくしてしまうという形になってしまうのではないかなと思っています。

○森戸座長 斎藤議員としては、ここに「最高規範」を入れておいた方がいいということですか。

○斎藤議員 この「最高規範」というのは、やはり前文で削除するというふうになったかどうか、私も記憶があれなんですけど、いろいろな議論がありました。これは要らないのではないかというのがあったと思うんですけども、この言葉はやはり前文に入れるのが私はふさわしいと思います。ここで重なることがあっても、それは全くおかしい問題ではないと私は思っています。

○森戸座長 なるほど。両方にあってもいいのではないかということですね。

そのことについて、何かありますか。前文は、ちょっとあれか。前文にあって、ここにあると問題だという方、会派があるかどうかだね。

○宮下副座長 すいません、私、さっきも言ったんですけども、全体のバランスを見てどうかというところで、ちょっと見ていけばいいかなと思っていて、私としては、前文にあるから、条例にあってはいけないというところまでは言うつもりはないんですけども、ちょっと全体のバランスを見る中で不自然でなければいいと思いますけれども、一応ちょっと、「最高規範」、「最高規範」とばかり何か出てくるのも変といえば変なので、ですから、そこら辺は、あるべきところにきちんとうたわれていけばいいというニュアンスです。

○板倉議員 自民党に伺いたいんですが、第21条

のところ「最高規範」という言葉を入れること自体についてはよろしいのでしょうか。

○中山議員 そうですね。今、ちょっと昔の資料を経緯として探していたんですけど、本来であれば、最高規範というのは、地方自治法もあるので、基本的には、自民党会派としては、そこに最高規範とすることを入れること自体は余り賛成はしておりません。

ただ、皆さんの思いもあるし、歩み寄れるところは歩み寄っていかうという議論の中で、例えば「議会の最高規範」というような表現のやり方ということであれば、自治体全体の最高規範とかそういう話にはならないので、よしとするかというような意見もあったことは確かです。

これ、そもそも論で、もうちゃぶ台をひっくり返すようなことはしたくないので、今さら言うつもりはありませんが、もともとの考え方としては、いわゆる市民が選挙で議会に信託した、ごめんなさい、選挙というのは、市民が、いわゆる選挙で信託した代表権限の行使の枠を使える権利の議員を選出するということだと思っていて、実際に、例えば本来、最高規範を作るのであれば、自治体の、いわゆる選ぶ市民が定めたものとかそういうのが、もともとそういう議論から始まったんですね。つまり、議会がどこまでの権限でそれを議論していくのかというようなところなんですけれども、そこまで……。

だから、我々、選挙によってどこまで信託されているかというのはちょっと考えていけないかなという、今、その議論を始めますと、また議会基本条例自体をやるのかやらないのかというようなところになってきますので、それは言うつもりはないんですけども、せめて「議会の最高規範」というところで落ち着くのであればとは考えていますけれども、いかがでしょうか。

○森戸座長 ここに入っていていいということですよ。（不規則発言あり）全体がこういうこと

でまとまるのであればということなんです。

○五十嵐議員 ちょっと今のところの意見なんですけれども、前文に「最高規範」という言葉がもし入るとすれば、ここにまた「最高規範」というふうに持ってくるのも、ちょっとしつこいような気もしないでもないなと。ここに関しては、ほかの条例との関係とか検証とか、そこでまとめるような感じで、さらっといってもいいのではないかなという考えも持っております。

すごく難しい言い方ではなくて、ただちょっと、あそこにあって、ここにあってというのはしつこいかなという印象を持ったということです。まだ前文の方も整理がついていないということなんですよね。（「そう」と呼ぶ者あり）それは前提として、ちょっと今のところ、そう思いました。

○白井議員 僕、個人的には、別に前文と最後の第21条ですか、というところに2か所あるだけだったら、全然しつこくないかなという気はしています。前文で書いてあるのは、前文の流れの中で、最後のお尻の文章として結論付けて言っているのと、やはり条例の中にそれが書かれてあるということは必要なかなと私自身は思いますが、皆さんのご意見をしんしゃくして、今後は考えていきたいと思えます。

○森戸座長 ただ、第21条の第1項がなくて、第2項だけになるというのも、これはまたおかしいですよ。ただ、どっちに載せたらいいのかなというのは、両方に載せても悪くないというご意見、それから、どちらか一つにするべきだというご意見とありますが、いかがでしょうか。

○斎藤議員 たびたびすいません。前文というのは、どちらかというとな理念的なことでは、各条例になって、ここでは、他の条例を制定する場合には、改廃する場合には、この条例に反してはならないという具体的な形を言っているわけだから、ここでやはり一番上の条例なんですよと言っておく必要は私はあるんだと思えます。

この条例の位置付けという形で言うとなれば、私はもっと前にあった方がいいのかなとちょっと漠然と思っているんですけど、そこまでは今日は言うつもりはなくて、そういう意味で、両方にあってもいいのではないかなと思っています。

○森戸座長 ほか、いかがでしょうか。

○中山議員 そこで、先ほどに関連してなんですけど、最高の規範といいますか、そこを意識される方のご意見もお伺いしたいなと。あえてその言葉を盛り込む意味というのはどういうものなのかなという。

○森戸座長 あえて「最高規範」を入れるという意味はどこにあるのかと。

○斎藤議員 まず、今、申し上げましたように、議会に関するほかの条例の制定、改廃に関しては、この条例に反してはならないということで、議会に関する条例の中で一番上ですよということを明確にする必要があるということが一つと、それから、当然地方自治法で定められていることを条例に盛り込むことがあるんですけども、それには必ず何かの目的を達成するために、地方自治法のこれこれを使うんだよという形で位置付けるわけですから、別に法と条例の位置関係ということは言いませんけれども、地方自治法で言われるこのことをどのように理念として達成するんだという形のことを定めていくということですから、「最高規範」と表現しても、私はおかしいとは思わないです。

○森戸座長 いかがでしょうか。

○中山議員 これ以上発言すると、また先ほどのあれに戻ってしまって、まとまらなくなるので、これ以上は言いませんけれども、1か所があればいいかなと思っています。それも「最高規範」ということではなく、議会としての最高規範というのではなく、自治体全体としてのという話ではないんですよ。ですから、そこら辺の意味がきちんと、市民の方に誤解が伝わらないようにできれ

ば、我々はいいいと思っています。

○森戸座長 「議会における最高規範」と明記していますのでね。本当であれば、市長部局の方が自治基本条例を作って、それとの関係で、議会サイドが、この議会基本条例があるという形だと思うんですね。そういう意味で、自治基本条例は小金井市としての最高規範であり、議会基本条例が議会における最高規範という、相対してお互いが条例で自治権を明定化していくということだと思うんですけど、その自治基本条例がないものだから、議会の方が先行してきているので、何となく違和感があるんですけども、実際は、本来は、そういう行政とのタイアップでできていくものなのかなと思いますけれども。

○宮下副座長 この第21条は、正副座長の打合せで、まだ煮つめていなかったもので、ちょっと突拍子のない意見で申し訳ないんですけど、「どうぞ」と呼ぶ者あり）この条例の位置付けを考えたときに、今、中山議員の話を聞いていて、ふと思ったんですけども、地方自治法との位置関係も何かうたっておいた方がいいのかなとちょっと今、ふとあって、地方自治法が万が一変わったときに、こっちの議会基本条例は変わらなくていいのかというようにこともちょっと今、考えたりなんかして、それも一応、今後の議論の踏み台の一つとしては、ちょっと残しておいた方がいいかなと思いましたが。今すぐどうこうとは言いませんけれども。（「ちょっと休憩していただけますか」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 休憩します。

午後2時58分休憩

午後3時30分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に、「最高規範」という文言について議論があったんですが、前にもあってもいいし、ここにもあってもいいという方、前というのは前文

ですね。それから、二つあるのは、やはりちょっとしつこいのではないかというご意見などもありました。ここについては、一応持ち帰るという形になるのでしょうか。各党派のご意見を。

○**小林議員** 確認なんですけど、先ほど座長が言われた前文から取るという議題は、取る方向に傾いているんですか。

○**森戸座長** 今、確認しているんですけど、そこによってですよ。（不規則発言あり）ないか。そうか。そうですね。

そうすると、そこは1班の方で前文をまとめてもらう必要があるんですかね。でないと、第21条は前に進まないようなので。（「前文は、最後まで行ってから見直す」と呼ぶ者あり）前文は、最後まで行ってから見直す。（不規則発言あり）そうですね。これ、委員会なので。

○**水上議員** それで、進め方として、やはり条例本文そのものを固めていくということを優先してやったらどうかと思うんですね。前文と一体にやっていくと、なかなか、前文が決まらないと、第21条が決まらないと。第21条を固めると、前文が決まらないみたいなことを両方一緒に並列で議論していくと進まないの、条文をまず固めて、その上で、前文については一番最後に議論するというように確かなっていったと思うので、そういうふうに進めていただけたらいいのではないかとと思うんです。

両方に入れるというのは、私たちの以前から言っている考えですが、ただ、どちらかに入れなければいけないという、意見が分かれてどうなんだということになったら、やはり条例本体そのものに、こういう最高規範であるみたいなことは入れていく方がよりベターなのではないかなという考えは持ちます。

○**森戸座長** 今、見てみたんですが、ここは協議するということになっていて、取るということではないですね。独任制と合議制という表現、少数

党派の全議員に対等、平等なという表現、それから、最高規範。取ってほしいというご意見もあったんですが、基本的に、ここは、水上議員が言われたように、全体的な協議が終わった後ということなので、「最高規範」という言葉も含めて、前文はそういうふうになっていますので、条例に盛り込むかどうかというところの判断でお願いしたいと。

ですから、いろいろご意見はあると思うんです。例えば、前文でいいので、この文章は要らないという判断にされるのか、ここに入れるんだったら、前文は要らないというふうなご意見になるのか、両方に入れてもいいというご意見になるのか。だから、いずれにしても持ち帰っていただくということになるのではないですかね。そういう持ち帰り方。

○**片山議員** 持ち帰り方なんですけど、前文も含めながらの意見を書いてくるということなんでしょうか。

○**森戸座長** 結局、そうならざるを得ないですよ。第21条だけで、ここを削除するというだけではなっていない。関連性はあるから、前文は後で議論するにしても。なので、この文章、第21条は、前文が固まるまでは保留になる可能性は十分にあるということだと思いますね。（不規則発言あり）一緒に議論するということになるかもしれない。

○**片山議員** 今、水上議員がおっしゃったのは、第21条というか、条文を固めてからという話ですよ。だから、前文が一番最後に、やはり文章的にどういうふうな、座りがいいかどうかとか、そういうのも含めての判断だと思うので、だから、第21条は第21条で固めていくべきではないかなと私も思います。

○**森戸座長** 固まればいいんだけど、前文との関連でという話が先ほどから出ているので、ここだけで議論するというのはなかなか難しいかなと。

○五十嵐議員 私が先ほどそのように発言したと思いますけれども、前文に載っていれば、ここは要らないのではないかというのが私の考え方でして、公明党の意見も含めて、ちょっとこの部分は保留というか、持ち帰りたいというか何というか、ここでは大体意見は出尽くしているのではないかという気がしますが。両方あって構わないという人と、前文はともかく、ここはあった方がいいという水上議員のような意見のひと、私は逆のことを言っていて、ちょっと固まっていないなという感じがしますよね。そういう意味では、ちょっと意見がばらばらという状態かなと。いろいろ聞いても、これ以上、今の段階だと、ちょっとゆっくり考えたいという感じもします。

○水上議員 そうなると、だから、今、持ち帰るのではなくて、最終的に前文を見直すときに、これも一緒に議論するというふうにするしかないのではないですかね。それか、各会派の意見がまだきちんと出そろっていないんだったら、それをまず出してもらった上で、最終的には、前文と一体に議論するしかないのではないかなという気がするんです。

○斎藤議員 今、水上議員がおっしゃったように、今日、この段階では、この議論を経た状況で意見集約をします。またしかるべきときにやるということでもよろしいのではないですか。持ち帰りとかそういうのではなくて、意見が出尽くしていない可能性があるんで、要するに、1回目の意見集約、それぞれの会派の意見を意見票に出すということでもよろしいのではないですか。（「そう、それでいいと思う。紙に書いた方が」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 そうです。ですから、前文との関わりでのご意見があるので、前文に入れるんだったら、ここは要らないとか、そもそもここは要らないとか、そういうご意見を意見集約でお願いしたいというのが提案であります。

○片山議員 座長というか、斎藤議員に質問なん

ですけど、先ほど、この条文はここでいいのかどうかということをおっしゃっていたと思うんですが、もっと違う、もっと前の方というか、そういったことも含めての何かご意見がもしあれば、ちょっと聞かせていただきたいなと思ったんです。

○斎藤議員 普通、前文の後に、第1条で目的というのがありますよね。その目的のところ、この条例の位置付けというのがあった方がいいのではないかと私は個人的に思っています、第1条に目的が書いてありますから、その後に、このことを、第21条の内容についてのものを載せた方がいいのではないかなと思っています。

○森戸座長 そういうご意見なんですけど。

ほかの市は、最後の方に持ってきて……。

○百瀬議員 本条例の位置付けということで、第2項に書かれていることが、改廃する場合、見直しする場合ということが、この条文の目的ではないかなと思うので、位置的には、私はこの場ではないかなと思うということと、それと、これが目的で、「改廃する場合においては、この条例に反してはならない」ということは、要は、最高規範だということを言っているんで、ここに、第1項に「最高規範」とあること自体は、前文にあるかなんかろうがいいのではないかと私は思っております。

それと、先ほど副座長がおっしゃいました地方自治法との関連をどう解釈するかということ、栗山町の条文を見ると、これは「日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない」というがあるので、これがちょっと重要なのかな、先ほど宮下副座長がおっしゃったことは重要なかなと思うので、私はその辺もちょっと加味する必要があると思います。

○森戸座長 一つは、斎藤議員から提案があった、場所、位置付けはここでいいのかどうかということですね。前に持ってくる方がいいのではないかと

というご意見。それから、宮下副座長から言われた「議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない」という文言を参考にして盛り込む必要があるのではないかということが、百瀬議員からのご意見としてありました。

それで、そこも含めて持ち帰っていただくことになるかなと思うんですが、ちょっと、もう少し栗山町の「議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない」となると、どうなんですかね。これでいくと、憲法を解釈して運用する場合でも、この条例の方が上だという解釈なんです。違う。そういうことではない。「解釈し、運用する場合においても」って、そういうことではない。（「憲法より上に行ってしまうわけ」と呼ぶ者あり）これは、栗山町議会はということなんですかね。湯沢議員、どうですか。

○湯沢議員 憲法第94条との関係で、その条文はどうかかなと。私はちょっと考えられないです。

○森戸座長 考えられない。憲法第94条。解釈改憲。（「ちょっと待って。あれは解釈改憲ではないんだってば」と呼ぶ者あり）解釈変更。

これ、ちょっと違和感がありますよね。（「違和感はすごいあります」と呼ぶ者あり）すごいある。だから、栗山町議会は、これをどういうふうに解釈されているかというのは。憲法を超えられないんですよ。（「そういう意味だと思う」と呼ぶ者あり）これ、そういうふうに解釈するの。「この条例に照らして判断」……。栗山町議会、解説文ってありますか。どうなっていますでしょうか。

○飯田議会事務局次長 栗山町議会の第19条のところの解説を読ませていただきます。1番として、議会運営における最高規範であることを規定。2、

憲法や法律における議会に関する条項の解釈についても、地方分権一括法の制定により、地方と国が対等、同格であることから、必ずこの条例に沿った判断をすることを規定となっております。

○森戸座長 どうでしょう。ちょっと難しいね。どうですか。超えられないですよ。憲法を超えることはできないし、地方分権があったとしても、法律の上乗せとかというのはあると思うんですよ。でも、その法律を超えるということにはならないかなと。この条例の方が上だということにはちょっとなり得ないかなと。

栗山町議会の何らかの判断があって、こういう文章が入っているんだろうと思うんですよ。多分、市町村合併が進められる中で、しゃにむに合併に進んでいく中で、栗山町は合併しなかったわけですよ。その辺りのいろいろな判断の中で、何か国にだけ従うものではないんだみたいなものが、こういう文章になって表れているのかなということかなと思うんですが。

これは百瀬議員からご提案があったんですが、どうでしょうかね。

○百瀬議員 今、ちょっと声に出して読んでみると、多少、やはり皆さんがおっしゃるとおり違和感があって、憲法を超えるということはあり得ないだろうと思うのですが、先ほど宮下副座長のおっしゃった地方自治法との関係とかというのは何らか記載が必要なのかなという思いであります。

○森戸座長 なるほど。分かりました。

地方自治法の関係で、どうまとめるかなんですが、ちょっと宮下副座長、もう一度言っていてよろしいですか。すいません。

○宮下副座長 今、ここですぐ結論というふうには私は考えていないです。「議会における最高規範」という表現を入れると、とにかく最高規範となると、やはり最高ですから、その上がないということになるので、この位置付けは気を付けてお

いた方がいいなというので、ちょっとこだわっています。「議会における」と書いてあるので、議会を超えるということにはならないんですけども、一応そういう意味で、最高規範ということの重要性を鑑みて、この条例が、今度は地方自治法との関係、そしてまた憲法との関係で、どの辺に位置付けられているかという部分は、何か規定をするなり、もしくは、条文を読むと何か分かってくるような、そんな位置付けはちょっとしておいた方がいいかなと思うので、だから、第21条に入れるか、もしくは、前文の規定の中で工夫をするとか、何かそういったこともあり得るということで、結論を今すぐここで出すつもりはないんですけども、一応そういうことを考えています。

○森戸座長 地方自治法とこの条例との関連性を述べた方がいいということですね。

○斎藤議員 憲法と地方自治法と小金井市議会で制定する条例と、これの上下関係と言っているのかどうか分からないけれども、これはもう決まっていますよね。それを改めて言うためには、改めて言っても悪くはないと思っていますけど、ただ単にそれを繰り返すのではなくて、それを載せるとすれば、やはり何らかの表現は必要になってきますよね。そういうふうには私に思っています。

○白井議員 今、議論になっているようなことは、位置付けの裏付けというか、ほかの法律とかとの関連性の話は、私としては逐条で解説すればいいのかなと思っております。なので、あくまで意見としてなんですけどね。例えば八王子市の基本条例に関しても、同じように、最高規範ですということは条例第19条に書いてあるんですが、やはり逐条解説で、こういうふうには書いてあるんですね。「議会に関する他の条例・規則等の中で最高規範であることを規定しています」と。だから、地方自治法とかという、一般的に考えられている上位概念の法律とかは、特に明記はしていないんですね。あくまで八王子市の中で、議会に関する他の

条例・規則の中で最高規範であるということが書かれてあるので、こういう考え方で、こういう逐条解説ということを検討したらどうかと思っています。ほかの市議会でも、幾つかそういうのは見受けられます。

○森戸座長 逐条解説の方で述べた方がいいのではないかというご意見ですね。

では、載せた方がいいだろうというところがあれば、それは具体的な条文として提案してもらった方がいいんですかね。

○片山議員 どういうふうになるかは、議論して変わっていくかと思うんですけど、これまでの議論の中でも、地方自治法を超えるということではないんですけど、ただ、それに規定されているものより進んでいることを提案していつているのか、定めていつているのか、実際、行っているということがあるかなということ踏まえながらやっていった方がいいかなと思いますので、私も、何かしらちょっと書くとしたら、逐条に少し書くぐらいかなと意見としては思っているところです。

○五十嵐議員 当然私も、地方自治法とか憲法とかということとは上位に位置すると思いますので、そういう認識なんですけど、例えば、この条例の中で、公聴会とかそういうような、地方自治法に根拠を持つようなものを使っていますよね。例えばですけど、その根拠を持つようなものが、地方自治法が変わったということになると、それを受けて変える必要があるかどうかみたいなことというのは、やはり検証が必要なのかなという思いがあるんですね。

そういう意味では、例えばですけど、第21条の第2項の方で「議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては」みたいな、ちょっとこれは反してはならないですけど、例えばこういうのとか、あるいは、次の第22条で検証とかというのがあるんですけど、そういう上位法の改廃

の、何というか、必要に応じてですね。というふうにどこかにうたうというのも一つの方法なのかなと。

基本的には、この議会基本条例の基本を変えるものは余りないと思うんだけど、そういう文言で、上に、地方自治法に使っているものを根拠にしている部分が変わったときは、見直しの必要性があるかなという気がするので、そんなふうどこかにちょっと載せておくというのも方法なのかなという気がします。具体的に文言はちょっと出てきませんが、逐条だけではなくて、そういう表現の仕方もあるかなと思います。

○森戸座長 そうしたら、ちょっと幾つか課題があるかなと思いますので、整理して、意見集約する必要があるかなと思うんですが、地方自治法を条例の文言の中に何らかの形で入れたいということなんです。そのことについて具体的な提案があれば、それは書いていただくというのが一つかなと。

それからもう一つは、本条例の位置付けを前の方に、目的の後に持ってきた方がいいのではないかというご意見もあったんですが、これもどうなのかと。

それから三つ目には、「最高規範」の部分ですね。ここに盛り込むのかどうかという、この三つかなと思います。

片山議員から、小金井市の議会は地方自治法を超えているのではないかと。超えているような実態があるのではないかと（「超えている」「進んでいる」と呼ぶ者あり）進んでいる部分があるから、そこも踏まえて、逐条解説できちんと明らかにした方がいいと。超えている部分ってどういう、進んでいる部分。（不規則発言あり）語弊があるけど。進んでいる部分。（「解釈」と呼ぶ者あり）解釈。最近、解釈がはやっている。

地方自治法を上回るということではできていないんですけどね。ただ、地方自治法の改定で、十分

にまだ実践ができていない部分はあると思うんですね。学識経験者の活用とかそういう部分を含めて。その辺りも、どういうふうな表現にしたらいいか。逐条解説でうたうとしたら、どういうものにしたらいいの。他の法律との関係についてご意見があれば、それも載せていただくということでどうでしょうか。よろしいですか。では、それでまた皆さんのご意見を頂ければと思います。第21条の意見集約ですね。

それから次に、条例の検証等ということで第22条であります。これは意見が分かれております。何が違うかということ、3会派は、当時の3会派かな、「必要に応じて検証するものとする」ということですね。2会派からは、「議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする」ということで、ここの部分は、当時、民主・社民クラブ、それから、自民党なのかな。公明党も若干違うということに分かれています。当時のみどり・市民ネットと共産党市議団と改革連合は、多分この案1でいいのかなと思っているんですが。

○斎藤議員 これは、検証することは、どの会派も、どちらも、誰も反対していないところで、必要に応じてか、ただ単に検証するかであって、公明党ではなくて、民主党がそういうことなのかもしれないんですが、議員の提案は2人いればできるわけだから、検証、改正の議論をしようと思えば、各定例会、いつでもできることなので、そんなに対立するほどのことではないのではないかなと私は思っています。

○森戸座長 そうですね。おっしゃるとおりで、対立するものではないんですが、ただ、かなりここは（不規則発言あり）「必要に応じて」でよろしいですか。（「そんなにこだわらない」と呼ぶ者あり）こだわらない。では、改めて、新しい議会ですので、両方で聞きたいと思うんですが、どうでしょうか。別にここは議論することはないで

すよね。どうやって検証、検証結果を出さなければいけないんですよね。検証するとしたら、この項目についてはどうなっているかという。検証するというのは、そういうことですよ。それを4年に1回やるのか、毎年やるのか、（「必要に応じてか」と呼ぶ者あり）必要に応じてか。

○**小林議員** 前の議論を全部分かっていないのであれなんですけど、例えば、案1の「必要に応じて」の場合というのは、何かこれがというものがあって、それに対して議論をしていくわけなので、第1条から第22条までをちゃんとできていますかというふうに見ていく話ではないと思うんです。

○**森戸座長** そうですね。ただ、どこかの議会で全項目、検証をやられたところってなかったでしたか。それはないですか。何かどこかで見たような気がしたんですけど。（不規則発言あり）案2だと。そう。「必要に応じて」は、それはないですよ。地方自治法が変わって、もうちょっとここを変えなければいけないかというのはあると思うんですよ。2番の方は、位置付けとしては、もうちょっと強力なんですよ。

では、これは、全体持ち帰っていただくと。よろしいですか。

○**片山議員** 前議会の3会派と2会派に分かれているこれのあれが、ちょっと私、理解がうまくできなくて、何か、別に皆さん、「必要に応じて」みたいな感じがするんですが、気のせいでしょうか。案2というふうにおっしゃっているところが余りないような気がするんですけども。3会派と2会派に分かれているのが、ちょっと私はよく分からないんですけど。

○**森戸座長** おかしいね。これ、3会派って……。 （「原案というのは、だって、両方出ている」と呼ぶ者あり）これ、どうだった。もう一度、ちょっと整理すると。（「集約しよう、もう一回」と呼ぶ者あり）もう一回集約しましょう。

○**小林議員** 私も片山議員が言われたところも気

になるんですけど、だから、持ち帰るといって、意見表明するに当たって、もし案2のご主張があれば伺っておいてもいいのかなというのはありますよね。

○**斎藤議員** 私、どちらでもいいと言ったんですが、案1の場合は「必要に応じて」ですから、本当にそのまま必要に応じてですけど、案2の場合は「検証するもの」ということであると、その期間が発生してくるのかなというところなんですよ。それが1年か4年なのか、この下に書いてあるやつは。ですから、案2がいいと言った人は、検証する期間も、いつ検証するのかということも併せて意見を言っていたかないと分からないだろうと思うんです。

○**森戸座長** そうですね。多分4年に1回ぐらいというのが、みどり・市民ネットと共産党ではなかったかなと思うんですけど。それで2会派なのではないかと。公明党はあれでしたよね、「必要に応じて」。（「うちはそう。3会派のうちの」と呼ぶ者あり）3会派。みどり・市民ネットと共産党が案2です。なので、もちろん変更もあり得るわけですけども。

議会基本条例の検証を行っているのは、長野市議会なども行っていますけど、諫早市議会も行っていきますね。諫早市議会は、第3条、第4条とずっとやっているんですよ。第6条、第7条、第8条、第9条、第10条。諫早市ですね。これは年に1回なのか、ちょっとそこまでは分かりませんが。

ということで、これは持ち帰っていただくということにしたいと思います。

これで大体終わりました。あと、第23条。これは「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする」ということで、たたき台にはなかったんですが、入れた方がいいだろうということで、要綱だとかそういうものになっていきますので、これは入れたということで、ここは

余り異論がないのかなと思いますので、第23条は一致でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

終わりました。ありがとうございました。

（「一通り全部行きました」と呼ぶ者あり）一通り終わりました。（「信じられないぐらい」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。事務局の皆さんもお疲れさまでございました。（不規則発言あり）まだ終わりではないです。（「まだ終わりではないです。一通り最後まで行ったという」と呼ぶ者あり）

では、本日はこのぐらいにして、協議会に切り替えたいと思いますが、よろしいですか。

では、本日の質疑、また意見交換は、このぐらいで終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ご異議なしと認め、本日の議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時08分閉会